

企業・法人の皆様へ

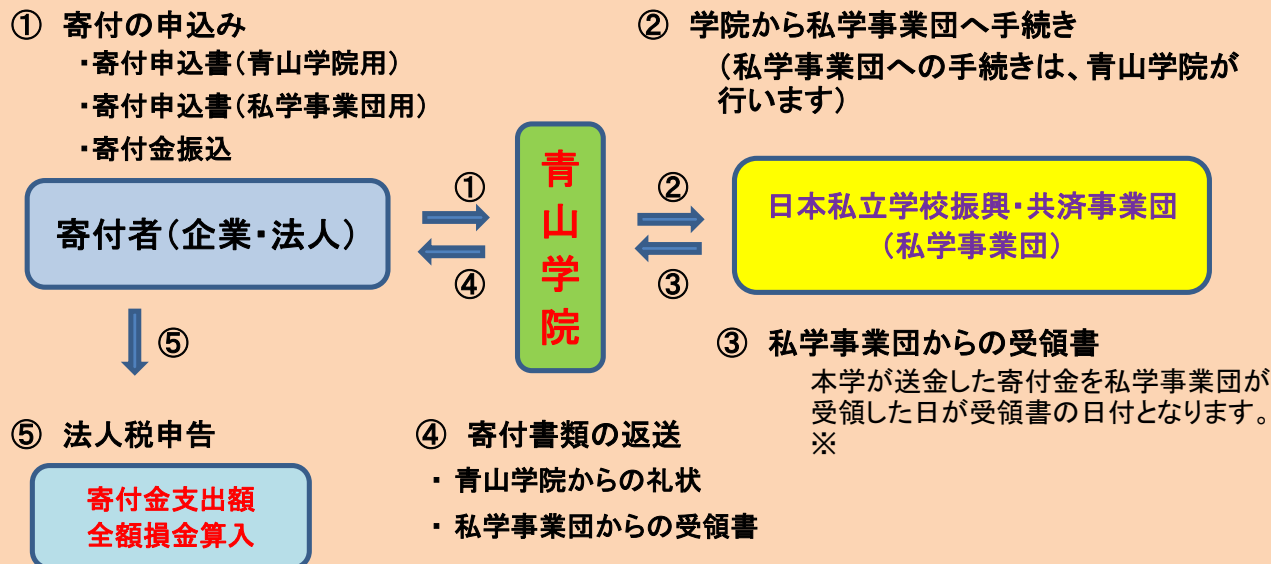
寄付金に対する税制上の優遇措置

企業・法人の皆様からのご寄付は、寄付金額が当該事業年度の損金に算入されます。損金算入については下記の2種類がございます。

- 1 受配者指定寄付金 (寄付金の全額を損金に算入可能)
- 2 特定寄付金 (寄付金を一定の限度額まで損金に算入可能)

1 【受配者指定寄付金】

日本私立学校振興・共済事業団を通じて、寄付者が指定した学校法人に寄付していただく制度で、寄付金全額が寄付金の受領日の事業年度の損金に算入できます。免税手続きには同事業団発行の「寄付金受領書」が必要です。「寄付金受領書」は、本学を經由してお送りします。

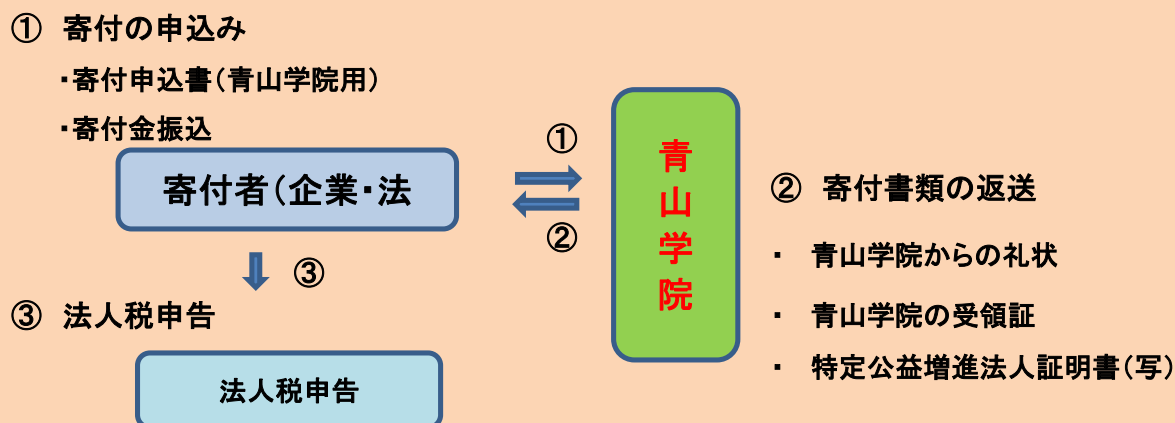


※ 当該決算期に損金処理をされる場合は、諸手続きの関係上、決算日の1か月半程前までに手続きをお願いいたします。
※ 決算日が間近な場合、および、この制度では扱えない寄付もございますので、詳しくは学院連携本部までご相談ください。

日本私立学校振興・共済事業団WEBサイトもご覧ください。 https://www.shigaku.go.jp/s_siteikihu_menu.htm

2 【特定寄付金】

学校法人青山学院は、文部科学省から寄付金募集について、特定公益増進法人の証明書交付を受けております。この寄付金は、一般寄付金の損金算入限度額とは別枠で、損金算入することができます。



特定公益増進法人に対する寄付金の損金算入限度額

$$=(\text{資本金等の額} \times 0.375\% + \text{当該年度所得} \times 6.25\%) \times 1/2$$

学校法人 青山学院 学院連携本部
〒150-8366 東京都渋谷区渋谷4-4-25
TEL 03-3409-6208 FAX 03-3409-3890
MAIL: ag-info@aoyamagakuin.jp